

つながる鎌倉エール事業

地域活性化コース 事業の手引き(令和7年度)



鎌倉市市民防災部地域のつながり課

～目 次～

第1章 つながる鎌倉エール事業について	1
制度概要.....	1
1 スタートアップコース.....	1
2 地域活性化コース.....	1
3 協働コース.....	1
第2章 市民活動、協働について.....	2
1 市民活動とは？	2
2 協働とは？	2
3 協働による効果	2
第3章 地域活性化コース	3
1 申請できる団体	3
2 対象となる事業	3
3 補助金額.....	3
4 事業期間.....	3
5 補助対象経費	4
6 地域活性化コースのおおまかなスケジュール.....	5
7 地域活性化コースの審査選考基準と評価項目.....	9
第4章 提出書類の様式.....	11
地域活性化コース提案書.....	11
地域活性化コース企画書.....	12
収支予算書.....	13
団体概要書.....	14
地域活性化コース補助金申請書	15
地域活性化コース補助金実績報告書.....	16
地域活性化コース事業報告書	17
収支決算書.....	18
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書.....	19
資料編	20
○つながる鎌倉エール事業実施要綱.....	21
○つながる鎌倉条例.....	29
○鎌倉市市民活動推進委員会規則.....	32

第1章 つながる鎌倉エール事業について

制度概要

「つながる鎌倉エール事業」とは、市民活動の更なる活性化、また、協働による市と市民活動団体等との連携強化により、市民ニーズの充足や地域課題の解決を図るための支援制度です。次の3つのコースで構成されています。

1 スタートアップコース

「地域のためにできることをやってみよう！」という思いを行動に移してみませんか？
企画書や予算書の書き方などはNPOセンターがサポートします！

補助金額	団体の要件	実施手法	期間
1 団体 10万円 ×5団体 採択見込	設立 3年以内 など	団体が 単独 で実施	採択年の 8月から 翌年 3月

2 地域活性化コース

地域課題の解決に取り組み、そこに暮らす人たちとのつながりも促進させる！

補助金額	団体の要件	実施手法	期間
1 団体 30万円 ×3団体 採択見込	役員3人以上 かつ 市民5人以上 など	団体が 単独 で実施	採択年の 翌年度の 1年間

3 協働コース

市民活動団体と市が、一緒に地域社会の課題解決や新しい仕組みづくりに取り組む！

負担金額	団体の要件	実施手法	期間
1 団体 50万円 ×2団体 採択見込	役員3人以上 かつ 市民5人以上 など	団体と市が 協働 で実施	採択年の 翌年度から 最長3年間

第2章 市民活動、協働について

1 市民活動とは？

これまで、公共サービスは行政が担うものと考えられてきましたが、多様化した社会課題に対し、従来の仕組みでは適切な対応が困難なケースも現れてきています。市民活動は、そうした行政の画一的なサービスでは対応しきれない分野において、市民活動ならではの自由で柔軟な発想を生かしたきめ細やかな対応により、社会課題解決の担い手として重要な役割を果たしています。

2 協働とは？

協働とは、市及び市民活動団体等が、地域課題や社会的な課題の解決など、共通の目的を実現するために、お互いが対等な立場に立ち、それぞれが果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、新たな公的サービスの仕組みや事業を作りだすことをいいます。

ただし、あくまで協働は「手段」であり「目的」ではありません。それぞれの主体の目的が合致した場合に、その共通の目的を実現するために協働という手段により実施するものです。

このため、提案すれば必ず協働できるというものではなく、両者にとって目的や利害が一致したときに初めて協働で取り組むことができます。

3 協働による効果

少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や、情報社会の進展、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、市民のニーズや地域課題が多様化している中、地域の課題解決に向けて、多くの市民や市民活動団体等が活発に活動しています。そこで、市と市民活動団体等が、お互いの特性を生かし、協働して社会課題や地域課題の解決に取り組むことで、新しい地域社会の形成を目指すことができます。

また、そのことによって市民活動団体等にとっては、「自らの社会的使命の効果的な実現」「その組織の財政的基盤や活動能力の向上」「団体への社会的評価の向上」など、行政にとっては「行政サービスの最適化・効率化」「行政サービスのスリム化」「職員意識の改革」「情報の共有」など、市民にとっては「ニーズの満足度の向上」「行政活動への参加による自己実現」などの効果が期待できます。

第3章 地域活性化コース

1 申請できる団体

地域活性化コースに申請する団体は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体であること。
- ・代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民（在住・在勤・在学含む）を有すること。
- ・会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。
- ・鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、非営利組織であること。
- ・過去、地域活性化コースに2回以上採択されたことがないこと。
- ・国や県・その他から補助金を受けていないこと。

2 対象となる事業

地域活性化コースの対象となる事業は、市民活動団体等が自主的な運営のもと行う社会課題の解決に資する事業で、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地域や社会の課題の解決に寄与するもので、公益性があるものであること。
- ・活動地域の住民が新たな活動のメンバーとなることができ、地域内の相互協力による活動や連帯を促進させる性質を有した事業であること。
- ・将来に向けて具体的な目的や目標があり、かつ、この事業における目的や目標も明確であること。
- ・予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら計画を立案したもので、具体的な実施手法が明確かつ実現可能なものであること。

※営利を目的としたもの、特定の個人又は団体が利益を受けるもの、宗教・政治又は選挙活動に関するもの、事業実施年度に、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受ける予定のあるもの、公序良俗に反するものを除きます。

3 補助金額

補助金額は、以下の通りです。

同じ団体として2回まで補助を受けることが可能です（都度、審査選考が必要です）。

	補助上限額	補助率	備考
1回目	30万円	対象経費の100%	
2回目	15万円	対象経費の50%	補助額は、上限額・補助率のうち、いずれか低い額。

4 事業期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

※提案の翌年度になります。

5 補助対象経費

対象となる経費は、事業の実施に直接要するものとします。団体の事務所の賃借料、光熱費等の管理費は原則対象となりません。

経費の主な例とポイント

費目	ポイント
人件費	・単価、人数、時間等積算根拠を明確にしましょう ・対象事業にかかわる人件費を積算してください
謝金	・講師や外部の協力者（ボランティア）への謝金など ・対象事業の相場から適切な金額設定を検討しましょう
交通費	・対象事業のための打合せや、調査にかかる交通費など
会場使用料	・対象事業のための会場使用料など ・事業とは関係のない、団体が使用するための事務所の使用料等はいりません
通信費	・切手、宅配便など ・団体の事務所に元から設置している電話やインターネットの通信費は原則として入りませんが、対象事業のためだけに期間限定で契約するなど、事業の直接経費として算出できる場合は計上できます
印刷製本費	・冊子、ポスターの印刷など ・対象事業のために必要な印刷代（資料、アンケートなど）
消耗品費	・対象事業に直接必要な事務用品など
保険料	・ボランティア保険、イベント保険など
手数料	・振込手数料など

※領収書等は5年間保管してください。

6 地域活性化コースのおおまかなスケジュール

募集受付開始：4月

提案内容の検討：募集締め切りまで…①

応募前に NPO センターにおいて提案書を確認します。
応募を予定される方は NPO センターにご連絡ください。

募集締め切り：7月25日（金）17時まで…②

提出場所：地域のつながり課窓口（第3分庁舎1階）
※土、日曜日、祝日は除く。
※提出書類は6ページをご覧ください。

プレゼン・審査・選考：8月23日（土）…③

提案した団体による公開プレゼンテーション
※発表 10 分、選考委員による質疑応答 30 分
市民活動推進委員会選考部会による審査・選考

審査結果の通知・公表：9月中…④

審査・選考を踏まえ9月中に選考結果通知をお送りします
※補助金の決定後（令和8年度に入ってから）、事業実施前に
補助金の交付を受けることもできます（令和8年度以降の支
払いとなります。事業終了後精算していただきます）。

ここからは補助金交付の決定を受けた団体のスケジュール

事業実施：翌年4月～翌々年3月

事業報告書提出：事業完了後7日以内…⑤

提出場所：地域のつながり課窓口（第3分庁舎1階）
※提出書類は6ページをご覧ください。

消費税仕入控除税額報告書の提出：消費税の確定申告後、速やかに提出…⑥

※詳細は7ページをご覧ください。

事業報告会：翌々年5月～6月頃…⑦

実施した団体による公開報告会
※発表 10 分、選考委員による質疑応答 30 分
市民活動推進委員会による事業の評価

① 提案内容の検討

地域のつながり課への応募書類提出前に、NPO センターにおいて書類に不備がないかどうか等の事前確認を行います。

応募を予定される方はNPO センターにご連絡ください。

② 応募の際に提出する書類

1～4 の書類は市のホームページからダウンロードできます

1	地域活性化コース提案書（第26号様式）
2	地域活性化コース企画書（第27号様式）
3	収支予算書（第3号様式）
4	団体概要書（第4号様式）
5	定款または規約等
6	役員及び構成員の名簿 ※構成員に3人以上の役員及び5人以上の市民（在住・在勤・在学）が含まれることが分かるもの。
7	団体の予算及び決算に関する書類
8	法人市民税納税証明書（直近のものとし、法人に限る。）
9	エール事業チェックシート（NPOセンター作成）
10	その他市長が必要と認める書類

★提出前にNPOセンターでの事前確認を受けていただきますようお願いします。

「9 エール事業チェックシート」は事前確認時にセンターからお渡しします。

③ 公開プレゼンテーション、審査・選考

（1）公開プレゼンテーション

公開の場で、提案団体から内容を10分以内で発表（プレゼン）していただき、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会による質疑応答を30分程度行います（※時間は予定）。

（2）審査・選考

鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が選考します。審査基準については8ページをご参照ください。

④ 審査結果の通知・公表

審査結果について、その結果を提案団体に通知するとともに、ホームページ等で公表します。令和8年度4月以降、「地域活性化コース補助金申請書（第29号様式）」で申請してください。また、希望により、事業実施前に補助金の交付を受けることができます。※補助金交付にあたっては、鎌倉市暴力団排除条例に基づき、暴力団員等に該当していないかを神奈川県警に照会するための個人情報の提供をお願いします。

⑤ 事業報告書提出

1～3 の書類は市のホームページからダウンロードできます

事業の終了後7日以内に、次の書類を提出してください。（様式は市のホームページか

らダウンロードできます。) 精算残金がある場合は、返納する必要があります。

1	地域活性化コース補助金実績報告書（第33号様式）
2	地域活性化コース事業報告書（第34号様式）
3	収支決算書（第12号様式）
4	その他市長が必要と認めた書類

⑥ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（１）補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について

補助を受ける団体が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。

そのため、補助を受ける団体が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該団体は仕入れに係る消費税を実質的に負担していないこととなります。

以上のことから、補助事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、これに係る補助金相当額を速やかに鎌倉市へ報告し、報告に基づき返還が必要となる場合は、鎌倉市から補助を受ける団体に返還額を納付するよう求めることがあります。

（２）報告が不要となる方

つながる鎌倉エール事業実施要綱において、報告が不要となる方は次のとおりです。

①免税事業者（課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者）

②簡易課税事業者

なお、上記に該当しない団体は、返還額が0円のときも報告が必要です。

（３）補助金の一部返還について

消費税を含む補助対象経費をもとに補助金の申請をした場合、事業完了後に補助金の一部返還と、返還に伴う追加の手続きを行っていただく可能性がございます。消費税が補助対象経費に含まれない場合は、補助金の一部返還と返還に伴う手続きは発生しません。

（４）補助金の返還額が発生しない場合について

消費税が補助対象経費に含まれていても、消費税の免税事業者や消費税の簡易課税制度の適用を受けている課税事業者は補助金の返還が発生しません。消費税の免税事業者や消費税の簡易課税制度の適用を受けている課税事業者が、補助対象経費に消費税を含めて申請を行った場合、申請から補助を受けるまでの手続きにおいて、消費税の免税事業者であることや消費税の簡易課税制度の適用を受けていることが分かる書類をご提出いただくことで現在のご状況を証明いただく場合がございます。

（５）補助金の返還額が発生する場合について

補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還額の計算方法は、確定申告時の控除税額の計算方法により異なります。補助金等により賄われた消費税額を仕入税額控除した確定申告の内容（全額控除、個別対応方式、一括比例配分方式）を基に計算し、報告してください。

消費税仕入税額控除制度の詳細や、控除税額の計算方法、消費税の納税義務等の詳細につきましては、お近くの国税局（税務署）にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご参照ください。

⑦ 事業報告会

⑤で提出した事業報告書をもとに公開の場で発表していただきます。（発表10分・質疑応答30分）実施した事業について、今後どう活動を進めていきたいかなどを中心に報告してください。市民活動推進委員会選考部会による評価を行います。

⑧ その他（エール事業の周知について）

■鎌倉駅地下道ギャラリーのポスター掲示について

毎年秋ごろに、鎌倉駅の地下道ギャラリーにて、エール事業で採択された活動を周知するポスター展示を行います。

ポスターの掲示・作成については任意ですが、各団体の活動の周知につながるため、ぜひご検討ください。

実施時期や詳細については、改めて採択団体にご連絡いたします。

■エール事業を周知する書面インタビューの実施について

毎年2月ごろ、エール事業で採択された団体に対して、地域のつながり課から書面でのインタビューを実施し、市ホームページにて掲載します。

こちらの対応は必須としているため、ご協力をお願いいたします。

実際のページはQRコードからご確認ください。



鎌倉市ホームページ
一つながる鎌倉エール事業-これまでの活動

7 地域活性化コースの審査選考基準と評価項目

審査は、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が、次のような選考基準と項目で行います。

審査項目、評価内容及び配点は下記のとおりです。

審査項目	評価内容	配点
事業の公益性	・鎌倉市の不特定多数の住民の利益の増進につながる事が期待できる事業か。 ・地域や社会課題の解決につながる事が期待できる事業であるか。	5
事業内容	・活動地域の住民が新たな活動のメンバーとなることができ、地域内の相互協力による活動や連帯を促進させることが期待できるか。 ・提案事業に具体性があり、計画通り実施することが期待できるか。 ・補助の実施年度だけではなく、将来を見据えた考え方を取り入れているか。	10
目的の設定	・将来に向けて具体的な目的や目標があり、かつ、この事業における目的や目標も明確であるか。	5
手段の適切性	・課題を解決するために適切な手段であるか。	5
費用の妥当性	・対象経費の内容、補助の申請額は適当か。 ・予算の見積り等が適正であるか	5
継続性 発展性	・活動を継続させるための手法を具体的に計画しているか ・事業を実施することで、団体の発展につながるか。	5
先駆性 専門性	・行政が実施する場合と異なる手法や効果が期待できるか。 ・市民活動団体等の特性を活かしたものであるか。	5
合計		40

・以上の7項目について、各項目5段階評価とし、その合計点数の最高は40点とする。

評価	特に期待できる(非常に優れている)	期待できる(優れている)	妥当である(選考可能といえる)	期待できない(劣る)	全く期待できない(非常に劣る)
点数※	5 (10)	4 (8)	3 (6)	2 (4)	1 (2)

※カッコ内は10点の項目についての指標。

選考方法

- 審査選考は鎌倉市市民活動推進委員会選考部会により、市民活動支援の視点から提案を評価し、その採点を基に行います。
- 採点評価は、各選考委員が採点した各項目の点数の平均点（小数第2位を四捨五入）を用います。
- 地域活性化コースの事業として実施する事業は、各項目の平均点の合計が24点以上の中から、選考部会で総合的に判断した上で決定します。
- 選考委員は、自ら利害関係を有する提案については、審査に加わることはできません。

また、以下の項目のいずれにも該当しないことが条件となります。

- ☐ 営利を目的としたもの
- ☐ 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- ☐ 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- ☐ 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受ける予定のあるもの
- ☐ 公序良俗に反するもの

第4章 提出書類の様式

第26号様式（第33条）

地域活性化コース提案書

年 月 日

（あて先）鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

地域活性化コースについて、関係書類を添えて次のとおり提案します。

事業名		
実施期間	令和8年4月～令和9年3月の間で記入してください。 年 月 日～ 年 月 日	
担当者連絡先	氏 名	日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。
	電話番号	
	Eメール	

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

（□にチェックをお願いします）

- | | |
|--|--|
| ☐ 地域活性化コース企画書（第27号様式） | ☐ 団体の予算及び決算に関する書類 |
| ☐ 収支予算書（第3号様式） | ☐ 法人市民税納税証明書 |
| ☐ 団体概要書（第4号様式） | （直近のものとし、法人に限る。） |
| ☐ 定款又は規約等 | ☐ エール事業チェックシート |
| ☐ 役員及び構成員の名簿 | ☐ その他市長が必要と認める書類 |

企画書を記入する際は、必ず審査選考基準（9 ページ）を参照し、各項目を記入してください。

枠は適宜広げてご記入ください

地域活性化コース企画書

事業名			
団体名	事業費の総額を記入してください		30 万円を上限とします
事業費	円	補助金額	円
事業の対象者	誰に対しての事業なのか、イベント等の場合、参加者は誰か記入してください。		
事業目的	どんな地域課題・社会課題を解決したいのか、課題を解決してどのような状況を目指していきたいのかを記入してください		
事業内容	事業目的を達成するために、どのようなことを事業として実施するのか具体的に記入してください。 事業を実施することで期待できる成果・効果について、「地域とのつながり」という視点も盛り込んで具体的に記入してください。 （例）【内容】〇〇を対象として、〇〇を講師に迎えた、〇〇を行う。 【従事者】講師〇名、事務局〇名、ボランティア〇名 【実施場所】〇〇公会堂、〇〇施設		
事業 スケジュール	事業実施時期、場所、参加人数など可能な限り具体的に記入してください。 （例）〇月 〇〇の調整 〇月 〇〇の作成 〇月～〇月 〇〇を開催（全〇回）		
実施体制	事業実施の人数、役割分担、協力先など具体的に記入してください。		
今後の展望	事業実施を経て今後どのように継続・発展させていこうと考えているか、補助金終了後の資金調達をどう考えているかを記入してください。		

団体名

収支予算書

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
市補助金	〇〇,〇〇〇	講座参加費 単価〇円×〇人
事業収入	〇〇,〇〇〇	
団体負担金	〇〇,〇〇〇	
収入合計	¥	
II 支出の部		
人件費	〇〇,〇〇〇	@〇円×（〇時間×〇日）×〇人
謝金	〇〇,〇〇〇	@〇円×・・・・・・・・
交通費	〇〇,〇〇〇	
会場使用料	〇〇,〇〇〇	
通信費	〇〇,〇〇〇	
印刷製本費	〇〇,〇〇〇	
消耗品費	〇〇,〇〇〇	
保険料	〇〇,〇〇〇	
・人件費であれば@〇円×（〇時間×〇日）×〇人など、項目ごとに明確に記載してください ・収入合計と支出合計が一致するように作成してください ・4ページ「補助対象経費」も参考にしてください ・補助金額は千円未満の端数切り捨てとなります		
支出合計	¥	

団体概要書

団体名			
連絡先	住所 〒	事務所、または、日常的に連絡が 取れる所を記入してください。	
	TEL	fax	
	e-mail		
発足年月日			
構成員数（会員数）	役員	人（うち鎌倉市民（在住・在勤・在学） 人	人）
団体設立の経緯	設立のきっかけ、その後の活動について、 簡潔明瞭に記入してください。		
団体の目的	規約等に記載された目的を記入してください。 規約等がない場合は団体として何を目的として活動 しているかを記入してください。		
直近の主な活動内容 （市との協働、市からの 委託事業等がある場合 には、事業名・担当課・ 期間も記入して下さい。）	直近の主な活動内容や、定款及び規約等に記載され た主たる事業を記入してください。 また、市との協働事業や委託事業等がある（あった） 場合は、事業名・担当課・委託期間等を記入してく ださい。		
年間予算 （ 年度）	円 （ 年 月～ 年 月）		

地域活性化コース補助金申請書

年 月 日

（あて先）鎌倉市長

この書類は、審査選考により採択となった
団体が提出してください
（応募時点では提出不要です）

住所

団体名

役職・代表者氏名

地域活性化コース補助金について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業名			
実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
総事業費	総事業費：事業費の総額		円
消費税の 申告の有無	☐ 有 ☐ 無	※有の場合は仕入控除税額の 計算方法を右記から選択	☐ 一般課税 ☐ 簡易課税
補助対象経費	補助対象経費：事業費のうち補助対象となる経費（4ページ参照）		円
補助金交付申請額	補助金交付申請額：補助対象経費のうち 30 万円を上限とした額		円
概算払い	希望します ・ 希望しません		
担当者連絡先	氏 名	事業実施前に概算払により補助金の交付を受けたい場合は「希望します」、事業実施後の交付でよい場合は「希望しません」に○をつけてください	
	電話番号		
	E メール		

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

（□にチェックをお願いします）

☐ 収支予算書（第 3 号様式）

地域活性化コース補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

次のとおり、地域活性化コース補助事業が完了したので報告します。

事業名		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
総事業費	円	
補助対象経費	円	
補助金交付申請額	円	
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	E メール	

※実績の金額を記入してください
 総事業費：事業費の総額
 補助対象経費：事業費のうち補助対象となる経費（4ページ参照）
 補助金交付申請額：補助対象経費のうち30万円を上限とした額

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

（□にチェックをお願いします）

- ☐ 地域活性化コース事業報告書（第 34 号様式）
- ☐ 収支決算書（第 12 号様式）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

地域活性化コース事業報告書

事業名			
団体名			
事業費	円	補助金額	円
事業の対象者	企画書（第 27 号様式）から転記してください		
事業目的	企画書（第 27 号様式）から転記してください		
事業内容	企画書（第 27 号様式）から転記してください		
事業実施の実績	企画書（第 27 号様式）の事業スケジュールを参考に、実際の実施内容な時期、場所、参加人数など可能な限り具体的に記入してください		
実施体制	企画書（第 27 号様式）の実施体制を参考に、実際の事業実施の人数、役割分担、協力先などの実績を具体的に記入してください		
事業目的の達成	<達成できた点> 事業目的について達成できた点を具体的に記入してください		
	<達成できなかった点> 達成できなかった事業目的について具体的に記入してください ※事業目的達成について以外の、事業実施の中でうまくいかなかったことなどは、「課題・問題点」欄に記載してください		
課題・問題点	事業を行う中で生じた課題や問題点があれば記入してください		
今後の展望	今後どのように継続・発展させていくか、補助金終了後の資金調達をどうしていくか、事業実施を踏まえて記入してください		

団体名

収支決算書

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
市補助金	〇〇,〇〇〇	講座参加費 単価〇円×〇人
事業収入	〇〇,〇〇〇	
団体負担金	〇〇,〇〇〇	
収入合計	¥	
II 支出の部		
人件費	〇〇,〇〇〇	@〇円×（〇時間×〇日）×〇人
謝金	〇〇,〇〇〇	@〇円×・・・・・・・・
交通費	〇〇,〇〇〇	
会場使用料	〇〇,〇〇〇	
通信費	〇〇,〇〇〇	
印刷製本費	〇〇,〇〇〇	
消耗品費	〇〇,〇〇〇	
保険料	〇〇,〇〇〇	
・人件費であれば@〇円×（〇時間×〇日）×〇人など、項目ごとに明確に記載してください ・収入合計と支出合計が一致するように作成してください ・4 ページ「対象経費」も参考にしてください		
支出合計	¥	

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

（あて先）鎌倉市長

免税事業者又は簡易課税方式を選択している場合は提出の必要はありません。
その他の事業者の方は、返還金額が0円の場合にも報告の必要があります。

住所

団体名

役職・代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた コース 金に係る消費税
仕入控除税額について、次のとおり報告します。

事業名		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
補助金等の確定額	補助金交付額確定通知書に記載されている金額を記載してください。 円	
仕入控除税額の計算方法	☐ 全額控除 ☐ 個別対応方式 ☐ 一括比例配分方式	
補助金等の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額（A）	円	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額（B）	「仕入控除税額の計算方法」欄でチェックした方法に基づいて算出した額を記載してください。 円	
補助金等返還相当額 （BからAの額を差し引いた額）	円	
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	E メール	

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

資料編

- つながる鎌倉エール事業実施要綱 21
- つながる鎌倉条例 29
- 鎌倉市市民活動推進委員会規則 32

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動支援及び協働推進のため、つながる鎌倉エール事業に係る補助金及び負担金（以下、「補助金等」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民活動」「協働」の定義は、つながる鎌倉条例（平成31年1月条例第26号）第2条に定めるところによる。

(コース)

第3条 つながる鎌倉エール事業に、次に掲げるコースを置く。

- (1) スタートアップコース
- (2) 協働コース
- (3) 地域活性化コース

第2章 スタートアップコース

(スタートアップコースの事業の要件)

第4条 スタートアップコースは、設立から間もない市民活動を行う団体（以下「市民活動団体等」という。）が実施する事業で、次の要件を満たすものを対象とする。

- (1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地域や社会の課題の解決に寄与するもので、公益性があるものであること。
- (2) 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業であること。
- (3) 地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業であること。
- (4) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- (4) 提案年度に、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの及びこれから受ける予定のあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(スタートアップコースの団体の要件)

第5条 スタートアップコース補助金の交付対象となる市民活動団体等は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体。
- (2) 構成員に3人以上の市民を有すること（在住・在勤・在学含む）。
- (3) 申請の時点において設立の日から3年以内かつ過去の申請回数が2回以下であること。
- (4) 規約等に基づき運営されていること（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）。
- (5) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、非営利組織であること。

(スタートアップコースの応募手続)

第6条 スタートアップコースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) スタートアップコース提案書（第1号様式）
- (2) スタートアップコース企画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体概要書（第4号様式）
- (5) 定款又は規約等（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）
- (6) 構成員の名簿
- (7) エール事業チェックシート

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、人件費、謝金、交通費、会場使用料、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、手数料等提案事業の実施に直接必要なものと市長が認めた経費とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、10万円を限度とし、補助対象経費の額の範囲内で交付する。なお、補助金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号）第6条第1号ウに規定する交付基準額（補助対象経費の1/3）を超える場合であっても、それを超えて補助金を支出できるものとする。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(事業実施期間)

第9条 補助金の交付対象となる提案事業の実施期間は、提案の年度内とする。

(スタートアップコースの審査選考等)

第10条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。

2 市長は、前項の報告内容に基づき、スタートアップコースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース選考結果通知書（第5号様式）により当該提案をしたものに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条第2項により採択の決定を受け、補助金の交付を受けようとする団体は、スタートアップコース補助金申請書（第6号様式）及び収支予算書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否及び補助金の額を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金交付決定通知書（第7号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(変更等の申請)

第13条 前条により補助金の交付決定を受けた団体（以下「スタートアップコース補助団体」という。）は、スタートアップコースの事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等申請書（第8号様式）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等決定通知書（第9号様式）により当該スタートアップコース補助団体に通知するものとする。

(概算払い)

第15条 スタートアップコース補助金については、補助対象事業の完了前に、第12条で決定された補助金の額の範囲内（前条により補助金額の変更の決定がされている場合はその決定された額の範囲内）で概算払いすることができる。

(スタートアップコースの事業報告)

第16条 スタートアップコース補助団体は、事業終了後、速やかにスタートアップコース補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。

(1) スタートアップコース事業報告書（第11号様式）

(2) 収支決算書（第12号様式）

(3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第17条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後、つながる鎌倉エール事業補助金交付額確定通知書（第13号様式）により当該団体に通知するとともに補助金の交付又は概算払いによる補助金の精算を行うものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の額の確定は、第12条の規定による交付決定額（第14条により補助金額の変更の決定がされている場合はその変更後の額）を超えない範囲内の額で行うものとする。

(補助金の精算)

第18条 概算払いを受けたスタートアップコース補助団体は、前条の規定による補助金額確定に係る通知の金額が、第15条の規定により概算払いを受けた金額を下回る場合、速やかに戻入しなければならない。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、スタートアップコース補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 第4条に定める事業の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条に定める団体の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定を取り消したときは、つながる鎌倉エール事業補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、スタートアップコース補助団体に通知するものとする。

3 市長は、第14条及び前項の規定により、事業の変更を承認し、又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該事業の取消しに係る部分に関し既に経費が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

4 スタートアップコース補助団体は、前項の規定による命令を受けたときは、直ちに取消しに係る部分の経費を返還しなければならない。

(事業終了後の補助金の返還)

第20条 前条の規定は、事業終了後に前条第1項各号に定める事由に該当することが判明した場合に準用する。

第3章 協働コース

(協働コースの事業の要件)

第21条 協働コースは、市民活動団体等が市に対し提案し、実施する事業で、次の要件を満たす事業を対象とする。

- (1) 市内で実施される事業(新たな施設整備事業を除く。)であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与するもので、公益性があるものであること。
- (2) 団体の活動実績や経験・新しい視点に基づいた創意工夫に富む先駆的な内容であること。
- (3) 事業を実施する手法、役割分担及び計画のそれぞれに具体的かつ明確な根拠があり、実現性が高いと期待できること。
- (4) 課題解決に取り組む重要性及び緊急性が高く、その解決が広く求められている事業であること。
- (5) 行政上の課題の解決や、行政のノウハウを必須とするなど、市が関与することが相応しい事業であること。
- (6) 協働の効果及び成果について、波及効果及び相乗効果の観点から検討された事業であり、それぞれ効果の高い協働となることが期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- (4) 事業実施年度に、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受ける予定のあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(協働コースの団体の要件)

第22条 協働コースに応募することができる市民活動団体等は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体であること。
- (2) 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民(在住・在勤・在学含む)を有すること。
- (3) 1年以上継続した活動を行っていること。
- (4) 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。
- (5) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、非営利組織であること。
- (6) 令和6年度以降、つながる鎌倉エール事業協働コースに採択されていない団体であること。

(協働コースの応募手続)

第23条 協働コースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 協働コース提案書(第15号様式)
 - (2) 協働コース提案時企画書(第16号様式)
 - (3) 収支予算書(第17号様式)
 - (4) 団体概要書(第4号様式)
 - (5) 定款又は規約等
 - (6) 役員及び構成員の名簿
 - (7) 団体の予算及び決算に関する書類
 - (8) 法人市民税納税証明書(直近のものとし、法人に限る。)
 - (9) エール事業チェックシート
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- (市負担金の対象となる経費)

第24条 市負担金の対象となる経費は、人件費、謝金、交通費、会場使用料、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、手数料等提案事業の実施に直接必要なものと市長が認めた経費とする。

(市負担金の額)

第25条 協働コースの事業に係る市の負担金は、一年度50万円を限度とし、負担金対象経費の額の範囲内で交付する。なお、負担金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月23日告示第23号)第6条第1号ウに規定する交付基準額(補助対象経費の1/3)を超える場合であっても、それを超えて負担金を支出できるものとする。

2 負担金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(協働コースの事業実施期間)

第26条 協働コースの対象となる提案事業の実施期間は、提案の翌年度の4月1日から起算して、3年度以内とする。

(協働コースの審査選考等)

第27条 提案事業の審査選考に当たっては、提案事業の担当課候補との協議を行い、審査選考に臨むことが両者合意の上で決定した場合、協議結果をまとめ、市が指定した期日までに協働コース選考時企画書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

2 提案事業の審査選考は、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。

3 市長は、前項の報告内容に基づき、協働コースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業協働コース選考結果通知書(第19号様式)により当該提案をしたものに通知するものとする。

(協議)

第28条 市民活動団体等と市は、前条に規定する提案に係る協働事業の実施に関し、目的、時期、期間、役割分担、責任分担、経費負担、実施方法等について、協議を行うものとする。

2 市民活動団体等は、前項の協議が整った場合には、事業実施の年度ごとに協働コース負担金交付申請書(第20号様式)を提出しなければならない。

3 市民活動団体等と市は、事業実施の年度ごとに協定書を締結するものとする。なお、協定書の締結に際して市は、前項の申請の内容を審査し適当と認めたときに限り締結するものとする。

(協働コースの事業中間報告)

第29条 市民活動団体等は、事業実施中の各年度において、事業の進捗及び今後の計画について、協働コース事業中間実績報告書(第21号様式)に、中間報告時点における内容を記載した次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業中間報告会において報告するものとする。

- (1) 協働コース事業中間報告書(第22号様式)
- (2) 収支状況報告書(第23号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定により確認した内容について、鎌倉市市民活動推進委員会に事業評価を行わせることができる。なお、この事業評価は審査選考基準と同様とする。

(協働コースの事業完了報告)

第30条 市民活動団体等は、事業終了後、速やかに協働コース実績報告書(第24号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。

- (1) 協働コース事業完了報告書（第25号様式）
- (2) 収支決算書（第12号様式）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第4章 地域活性化コース

（地域活性化コースの事業の要件）

第31条 地域活性化コースは、市民活動団体等が自主的な運営のもと行う社会課題の解決に資する事業で、次の要件を満たすものを対象とする。

- (1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地域や社会の課題の解決に寄与するもので、公益性があるものであること。
- (2) 活動地域の住民が新たな活動のメンバーとなることができ、地域内の相互協力による活動や連帯を促進させる性質を有した事業であること。
- (3) 将来に向けて具体的な目的や目標があり、かつ、この事業における目的や目標も明確であること。
- (4) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら計画を立案したもので、具体的な実施手法が明確かつ実現可能なものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- (4) 事業実施年度に、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受ける予定のあるもの
（地域活性化コースの団体の要件）

第32条 地域活性化コース補助金に応募することができる市民活動団体等は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体であること。
- (2) 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民（在住・在勤・在学含む）を有すること。
- (3) 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。
- (4) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、非営利組織であること。
- (5) 過去、地域活性化コースに2回以上採択されたことがないこと。

（地域活性化コースの応募手続）

第33条 地域活性化コースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 地域活性化コース提案書（第26号様式）
- (2) 地域活性化コース企画書（第27号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体概要書（第4号様式）
- (5) 定款又は規約等
- (6) 役員及び構成員の名簿
- (7) 団体の予算及び決算に関する書類
- (8) 法人市民税納税証明書（直近のものとし、法人に限る。）
- (9) エール事業チェックシート
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助対象経費）

第34条 補助対象となる経費は、人件費、謝金、交通費、会場使用料、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、手数料等提案事業の実施に直接必要なものと市長が認めた経費とする。

（補助金の額）

第35条 補助金の額は、30万円を限度とし、補助対象経費の額の範囲内（地域活性化コース補助金の交付を受けるのが2回目の場合は、15万円又は補助対象経費の額の2分の1に相当する額のいずれか少ない額を限度とする。）で交付する。なお、補助金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号）第6条第1号ウに規定する交付基準額（補助対象経費の1／3）を超える場合であっても、それを超えて補助金を支出できるものとする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(事業実施期間)

第36条 地域活性化コースの対象となる提案事業の実施期間は、提案の翌年度内とする。

(地域活性化コースの審査選考等)

第37条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。

2 市長は、前項の報告内容に基づき、地域活性化コースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業地域活性化コース選考結果通知書(第28号様式)により当該提案をしたものに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第38条 前条第2項により採択の決定を受け、補助金の交付を受けようとする団体は、地域活性化コース補助金申請書(第29号様式)及び収支予算書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第39条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否及び補助金の額を決定して、つながる鎌倉エール事業地域活性化コース補助金交付決定通知書(第30号様式)により当該申請をしたものに通知するものとする。

(変更等の申請)

第40条 前条により補助金の交付決定を受けた団体(以下「地域活性化コース補助団体」という。)は、地域活性化コースの事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに、つながる鎌倉エール事業地域活性化コース補助金変更等申請書(第31号様式)に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第41条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して、つながる鎌倉エール事業地域活性化コース補助金変更等決定通知書(第32号様式)により当該地域活性化コース補助団体に通知するものとする。

(概算払い)

第42条 地域活性化コース補助金については、補助対象事業の完了前に、第39条で決定された補助金の額の範囲内(前条により補助金額の変更の決定がされている場合はその決定された額の範囲内)で概算払いすることができる。

(地域活性化コースの事業報告)

第43条 地域活性化コース補助団体は、事業終了後、速やかに地域活性化コース補助金実績報告書(第33号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。

(1) 地域活性化コース事業報告書(第34号様式)

(2) 収支決算書(第12号様式)

(3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第44条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後、つながる鎌倉エール事業補助金交付額確定通知書(第13号様式)により当該団体に通知するとともに補助金の交付又は概算払いによる補助金の精算を行うものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の額の確定は、第39条の規定による交付決定額(第41条により補助金額の変更の決定がされている場合はその変更後の額)を超えない範囲内の額で行うものとする。

(補助金の精算)

第45条 概算払いを受けた地域活性化コース補助団体は、前条の規定による補助金額確定に係る通知の金額が、第42条の規定により概算払いを受けた金額を下回る場合、速やかに戻入しなければならない。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第46条 市長は、地域活性化コース補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 第31条に定める事業の要件を満たさなくなったとき。

- (3) 第32条に定める団体の要件を満たさなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定を取り消したときは、つながる鎌倉エール事業補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、地域活性化コース補助団体に通知するものとする。
- 3 市長は、第40条及び前項の規定により、事業の変更を承認し、又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該事業の取消しに係る部分に関し既に経費が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。
- 4 地域活性化コース補助団体は、前項の規定による命令を受けたときは、直ちに取消しに係る部分の経費を返還しなければならない。

(事業終了後の補助金の返還)

第47条 前条の規定は、事業終了後に前条第1項各号に定める事由に該当することが判明した場合に準用する。

第5章 雑則

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の減額交付申請)

第48条 第3条に定めるコースの補助金等に申請を行う者は、消費税及び地方消費税を補助金の対象経費とする場合にあっては、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助金等の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金等の対象経費に占める補助金等の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において消費税の免税事業者又は簡易課税を選択している場合及び当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の減額報告)

第49条 消費税及び地方消費税を補助金の対象経費とする場合にあっては、補助金等の交付を受けた、スタートアップコース補助団体、協働コースの事業を実施する団体及び地域活性化コース補助団体(以下「補助金等交付団体」という。)は、事業報告書を提出するにあたって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金等の額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第50条 消費税及び地方消費税を補助金等の対象経費とする場合にあっては、補助金等交付団体は、消費税の免税事業者又は簡易課税を選択している場合を除き、事業報告後に消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第35号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助金等交付団体が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況確認及び調査)

第51条 市長は、補助金等交付団体に対し、事業実施期間中における進捗状況の確認又は実施終了後における結果の確認のために必要な聴取又は調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により確認した内容について、鎌倉市市民活動推進委員会に事業評価を行わせることができる。なお、この事業評価は、各審査選考基準を用いて行う。

(事業実施期間の短縮)

第 52 条 市長は、第 29 条第 2 項、前条第 2 項に規定する事業評価において、選考基準を満たさない評価結果となったものについて、事業の遂行が困難と判断し、事業を短縮することができる。

(書類の整備、保管)

第 53 条 補助金等交付団体は、補助金等に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金等に係る事業の完了する日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第 54 条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 市長は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金等の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他)

第 55 条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助金等については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和 41 年 2 月告示第 23 号）に定めるところによる。

(委任)

第 56 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）3 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）3 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。

○つながる鎌倉条例

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、つくられてきたまちである。

先人たちがつくりあげたこうした市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、鎌倉のまちの発展のためにこれからも次世代を担う子どもたちにつなげていく必要がある。

市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織が、お互いにつながりを大切にし、それぞれの特性を生かしながら行動し、鎌倉のまちが魅力と活力にあふれ、さらに輝くまちにしていくなために、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切にし、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行うものをいう。
- (2) 市民活動 市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 中間支援組織 市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動が円滑に進むことができるように支援をする組織をいう。
- (4) 協働 市及び市民活動を行うものが共通の目的を実現するために、お互いが対等の立場に立ち、それぞれの特性を生かし、協力して行動することをいう。

（基本理念）

第3条 市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、まちをつくる一員としてそれぞれのつながりを大切にし、互いの特性を理解、尊重し、市民活動の推進に努めるものとする。

2 市民活動は、自発的な意思に基づいて行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施することにより、できる限り市民活動が活発に行われるための環境の整備をしなければならない。

2 市は、市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人が、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深め、自分たちのまちのことに
関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的な意思に基づいて市民活動に参加、協力
するよう努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第6条 市民活動を行うものは、基本理念にのっとり、地域社会の課題を解決するため、知識、経
験、地域性及び柔軟性等の特性を生かして行動するとともに、その活動の内容を市民等に広く周
知するよう努めるものとする。

(中間支援組織の役割)

第7条 中間支援組織は、基本理念にのっとり、市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、
市民活動の推進のために、市民活動を行うものの自立や課題解決のための情報及び技術の提供な
どを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとする。

(市の施策)

第8条 市は、市民活動の推進を図るために次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 活動の場の提供に関すること。
- (2) 財政的支援に関すること。
- (3) 情報の提供に関すること。
- (4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること。
- (5) 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供
に関すること。
- (6) 中間支援組織との連携に関すること。
- (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

(協働事業)

第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たり、次に掲げる協働の原則に基
づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重す
ること。
- (2) 市及び市民活動を行うものは、信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞ
れが、当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (3) 市及び市民活動を行うものは、目的の実現までの過程を共有すること。
- (4) 市及び市民活動を行うものは、検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させるこ
と。

(市民活動推進委員会)

第10条 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) この条例並びに市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）に関する
事項
- (2) この条例及び指針に基づく活動に関する事項

3 委員会は、市民活動の推進に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を
述べることができる。

4 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 公共的団体が推薦する者
 - (4) 市民
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 9 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 10 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 11 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。
- (委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鎌倉市市民活動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、つながる鎌倉条例（平成31年1月条例第26号）の規定により設置された鎌倉市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員又は臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年3月23日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

○つながる鎌倉エール事業 地域活性化コース 事業の手引き○

鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL0467(23)3000 内線 2311 FAX0467(23)9900

E-mail npo@city.kamakura.kanagawa.jp